

令和4年度第2回松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第

日時：令和4年12月16日（金）

午後1時30分～

場所：オンライン開催（Zoom）

Mウイング 3-1会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 重層的支援体制の構築に係る他機関協働及び生活支援のあり方について

(2) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付要綱及び基本方針について

4 その他

5 閉会

松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会名簿

名 前	所 属 等	備 考
廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	委員長
大下 京子	(一社)ぴあねっと理事兼 ぴあねっと社会参画室室長	副委員長
北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会	
岩田 宜己子	かとうメンタルクリニック ソーシャルワーカー	
片桐 政勝	(福) アルプス福祉会理事	
杉山 敦	松本市医師会	審査部会会長
紘野 美和	ちごちごの会	
宮内 かつら	松本養護学校教諭	
前野 弘美	松本視覚障害者福祉協会	
山崎 井子	(特非) 未来の風 療育センター らいふ センター長	
林 律子	(特非) こすもけあくらぶ	
白井 尚子	(福) 信濃友愛会理事	
紅林 奈美夫	松本市障がい者基幹相談支援センター	
西村 昭太	(特非) ケ・セラ	公募委員

松本市職員名簿

所属部	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	障がい福祉課長	高木 寿郎	
	障がい福祉課課長補佐	澤田 昌宏	
	障がい福祉課障がい福祉担当係長	大森 将嘉	
	障がい福祉課障がい福祉担当係長	小坂 幸絵	
	西部福祉課長	奥原 喜照	
	西部福祉課課長補佐	西村 恵美	
	西部福祉課福祉担当係長	直井 光世	
こども部	こども福祉課長	二木 玲子	
	こども福祉課主査	丸山 紗耶	

障害者福祉専門分科会 答申の方向性

(令和4年9月1日 第1回目分科会でのグループワーク意見から)

諮問事項「重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について」

1. 多機関協働のあり方について

(ソフト面)

- (1) 高齢者分野の地域包括支援センター、障がい者分野の総合相談支援センター等、既存の相談窓口の役割を整理すること。また、各相談窓口の連携体制を整備し共有すること。
- (2) 地域包括ケアシステムを応用した多機関協働の取り組みを行うこと。
- (3) 相談機関の位置づけを明確にし、全体像を見渡しながら権限をもって調整ができる相談機関とすること。
- (4) インテークの面接を重視し総合的な相談を受ける体制を整備すること。
- (5) 子ども、障がい者、高齢者、外国籍であっても、どの窓口でも相談を受けられるようにすること。
- (6) 重度障がい者が、18歳到達したときの障害福祉サービス、65歳に到達してからの介護保険サービスへの移行時といった年齢や制度の狭間において、切れ目のない支援ができる体制とすること。
- (7) 市民にとって、身近で分かりやすい情報提供ができる体制を整備すること。

(ハード面)

- (8) 中学校区単位で相談できる体制を検討すること。
- (9) 新たに相談機関を設けるのではなく、地域包括支援センター等の既存機関を応用することが可能か検討すること。

2. 生活支援のあり方

- (1) コロナ禍でも対応可能な SNS を活用した支援の方法を検討すること。
- (2) 小規模なインフォーマル活動に対して支援できる体制を整備すること。
- (3) ひきこもりについての集まり等に地域の公民館等の場所を活用できるシステムを検討すること。
- (4) 地域ケア会議を利用して普段から支えあうことの必要性を理解できる仕組みを整備すること。
- (5) 有償ボランティア活動を有効に活用すること。また、その活動をサポートする体制を整備すること。
- (6) 集いの場のユニバーサルデザインが必要。
- (7) 問題を抱えながらも、知られたくないと思っている家族へのアプローチを検討すること。
- (8) 個別性を意識しながら、家族の問題としても支援を検討すること。
- (9) 自らの意思で決断ができるよう支援のあり方を検討すること。

松本市社会福祉施設等施設整備補助金交付事業の
交付要綱及び基本方針について

1 趣旨・目的

標記補助金交付事業の令和5年度に実施に向けて、要綱及び基本方針を整備するもの。

2 背景・経緯

中核市移行により県から市に移管された補助金交付事業

3 事業内容

(1) 対象となる施設

設置の根拠となる法律	施設の種類
生活保護法関係	授産施設等
社会福祉法関係	社会事業授産施設等
障害者総合支援法関係	障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）
児童福祉法関係	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等
その他	盲導犬訓練施設

(2) 補助率

新設・改修等に係る経費（国の基準額内）の3/4を整備事業者に補助
（国：1/2、中核市1/4）

(3) 標準的な基準額（国要綱：令和4年6月6日改正）

53,100千円（利用定員20人以下）

4 要綱案

(1) 松本市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（案）

別添1

(2) 社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱抜粋（国要綱）

別添2

5 基本方針案

(1) 令和5年度松本市障がい児・者施設整備の基本方針（案）

別添3

(2) 基本方針の概要

障害者基本法や松本市第4次障がい者計画及び第6期松本市障がい福祉計画・第2期松本市障がい児福祉計画に基づき施設整備の基本方針を定め、優先して整備する施設やその要件を定めるもの。

松本市告示第 号

松本市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

松本市長 臥雲 義尚

松本市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の福祉ニーズに対応するとともに、施設通所者や入所者の福祉向上を図るために、社会福祉施設等の整備に要する経費の一部に対し、補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「社会福祉施設等」及び「施設整備」の定義は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国庫補助要綱」という。）に定めるところによる。

2 第1条に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の定義は、この要綱に特段の定めのない限り、国庫補助要綱において使用する用語の例によるものとする。

（対象者）

第3条 補助金交付の対象者は、国庫補助要綱第2の4の表③欄に規定する設置者とする。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、施設整備であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 松本市社会福祉施設等整備審査会（以下「審査会」という。）の審査を受けて、国の補助又は交付を受ける整備事業であること。
- (2) 整備事業が、国庫補助要綱第2の4の表⑤欄において中核市が補助者とされている表①欄の施設を整備するための事業であること。
- (3) 整備事業を行おうとする社会福祉施設等の規模、構造及び運営が法令等に定める基準に適合するものであること。

(4) 整備事業に必要な財源、用地等の確保が確実であること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、国庫補助要綱において、補助対象となる経費とする。
ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、社会福祉施設等ごとに第1項ア又はイに掲げる方法により算出した額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)の合計額の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 整備事業のうち創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の整備については、アの規定により算出した額に国庫補助要綱第2の4の表⑥欄に定める補助率(以下イにおいて「市補助率」という。)を乗じて得た額とイの規定により算出した額とを比較していずれか少ない方の額

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、国庫補助要綱別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。以下イにおいて同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額

イ 国庫補助要綱第2の4の表①欄に定める施設の種類ごとに、国庫補助要綱別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計額

- (2) 第1項以外の整備事業については、国庫補助要綱別表1-3又は別表4の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、市補助率を乗じて得た額

(協議書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ市長の指定する日までに社会福祉施設等施設整備費補助金協議書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(内示)

第8条 市長は、協議書が提出されたときは、これを審査し、相当と認めるときは、当該協議書提出者に対して社会福祉施設等施設整備費補助金内示書(様式第2号)により補助金交付の内示を行うものとする。

(申請)

第9条 補助事業者は、社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書(様式第3号)を、市長の指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

(1) 役員情報届出書

(2) 前年度決算書(交付申請時において前年度決算が確定していない等の理由により、前号に規定する期限までに提出できない場合は、前年度決算が確定後、速やかに提出すること。また、補助金の交付の申請をする者が新たに設立された法人である等の理由により、交付申請時において前年度決算書が存在しない場合は、この限りでない。)

(3) 財産目録及び貸借対照表

(4) 事業に伴う歳出歳入予算(見込み)書抄本

(5) 本市から受けた補助金内示書の写し

(6) 各室ごとに、室名及び面積を明らかにした表(増築、改築等の場合は、既存建物との関係を明示すること。)

(7) 支出予定工事費費目別内訳書(大規模修繕の場合を除く。)

(8) 見積書

(9) 工事仕様書、工程表

(10) 建物平面図(建築面積を記入したもの)、立面図、建物配置図及び付近見取図(設備整備については、立面図を除く。)

(11) 既存施設を買収により整備する場合は、その建物の評価書(市長が不必要と認めた場合を除く。)

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第10条 補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業を行うために締結する契約手続については、市長が別に指示するところによること。

(3) 補助事業の建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約において

も、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を（共同募金会に対して行われた寄付を除く。）を受けてはならないこと。
- (5) 補助金の交付の対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金の配分金又は公益財団法人JKA、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団、社会福祉法人中央共同募金会等の補助金の交付を受けないこと。
- (6) 規則の規定に従うこと。

（交付決定）

第11条 市長は、社会福祉施設等施設整備費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に交付決定の通知をするものとする。

- 2 市長は、交付決定の審査に当たり、必要と認めるときは、申請者の協力を得て実地調査を行うことができる。

（交付申請の取下）

第12条 申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に交付の申請を取り下げることができる。

（補助事業の変更、中止及び廃止）

第13条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の内容のうち、次の事項について変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

- (2) 建物等の用途

- (3) 入所定員又は利用定員

- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないことが明らかとなった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- 4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合は、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第14条 補助事業者は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、補助金の変更交付申請を行おうとする場合は、社会福祉施設等施設整備費補助金変更交付申請書(様式第15号)及び関係書類を、市長の指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、社会福祉施設等施設整備費補助金変更交付決定通知書(様式第16号)により、申請者に通知するものとする。

(状況報告等)

第15条 補助事業者は、工事の入札を行おうとするときは、入札の日の5日前までに入札参加業者報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、工事の入札を行ったときは、入札後速やかに入札結果報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、工事に着工したときは、着工の日から10日以内に工事着工報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

4 補助事業者は、工事が完了したときは、完了の日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに工事完了報告書(様式第9号)により市長に報告しなければならない。

5 補助事業者は、毎年度12月末日現在の工事の進捗状況を、翌月15日までに工事進捗状況報告書(様式第10号)により市長に報告しなければならない。

(実地検査)

第16条 市長は、補助事業者の協力を得て、工事(設備の購入を除く。)の中間期に実地検査を行うことができる。

2 市長は、第15条の4の工事完了報告書の提出があったときは、提出があった日から起算して14日以内に、補助事業者の協力を得て、実地検査を行うことができる。

(補助金の実績報告)

第17条 補助事業者は、社会福祉施設等施設整備費補助金実績報告書(様式第11号)(以下「実績報告書」という。)を補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、または第13条の4の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受け取った日から30日を経過した

日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業が翌年度にわたるときは、当該補助金の交付の決定があった年度の翌年度の4月30日までに、社会福祉施設等施設整備費補助金年度終了実績報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- 3 実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、交付申請時又は変更交付申請時に提出済みであり、その内容に変更のないものについては、省略可能とする。
 - (1) 請負の場合にあっては工事請負契約書、直営の場合にあっては支払領収書、仮設施設を賃貸借した場合にあっては賃貸借契約書の写し
 - (2) 工事完了を確認するに足る検査済証(建築基準法第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)の写し。ただし、建築確認が必要な規模の工事に該当しない場合は不要とする。
 - (3) 各室ごとに、室名及び面積を明らかにした表(増築、改築等の場合は、既存建物との関係を明示すること。)
 - (4) 建物平面図(建築面積を記入したもの)、立面図、建物配置図及び付近見取図(設備整備については、立面図を除く。)
 - (5) 建物内外主要部分の写真
 - (6) 工事(設計監理委託)契約金額報告書
 - (7) 事業に伴う歳出歳入決算(見込)書抄本
 - (8) 抵当権の設定の有無を証明できる書類(登記簿の写し等)
 - (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第18条 市長は、実績報告書の提出があった場合は、当該報告書その他の提出書類の審査及び必要に応じて行う実地検査により、その報告に係る補助事業の成果が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(規則様式第4号)により、補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

(補助金の交付)

- 第19条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後交付する。ただし、市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第4条第3項の規定により交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、社会福祉施設等施設整備費補助金交付請求書(様式第13号)

に松本市補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して10日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

- 3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、社会福祉施設等施設整備費補助金交付請求書に、社会福祉施設等施設整備費補助金交付決定通知書の写しを添えて、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。
- 4 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、補助金の実績報告を行う際に、松本市補助金精算書を提出しなければならない。
- 5 補助事業者は、第4項により松本市補助金精算書を提出した場合において、交付を受けるべき補助金の額を超える補助金を既に交付されているときは、松本市補助金返納・返還命令通知書に定めるところにより、それを返納しなければならない。

(財産の処分の制限等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日までは、市長の承認を受けないで、これらを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - 3 市長は、補助事業者が第1項の規定により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(消費税)

- 第21条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第14号）により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全

国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 市長は、第1項の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿の整備保存等)

第22条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 2 補助事業完了後においても、市長は必要と認めるときは補助事業者の協力を得て調査することができる。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第24条 この要綱の改正の際、既に旧様式により提出されている申請等の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（抜粋）

（交付の対象）

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人 又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(3) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。） ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
	障害者総合支	地方税法（昭	予算措置	都道府県又は	3/4	2/3

	援法第83条 第4項	和25年法律 第226号)第3 48条第2項第 10の 6号及び第10 の7号の規定に より固定資産税 を課されないこ ととされている 法人(社会福祉法 人、日本赤十字 社、公益社団法人 又は公益財団法人 等。医療法人を 除く。)		指定都市若し くは中核市		
(4) 居宅介護 事業所、短期 入所事業所、 就労定着支援 事業所、自立生 活援助事業所、 共同生活援助 事業所及び相 談支援事業所	障害者総合支 援法第79条 第2項	社会福祉法人 等	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3/4	2/3
(5) 身体障害 者社会参加 支援施設	身体障害者福 祉法第28条 第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3/4	2/3
(6) 児童福祉施 設等 ア 障害児入 所施設	児童福祉法第 35条第4項	社会福祉法人 又は日本赤十 字社若しくは 公益社団法人 又は公益財団 法人	児童福祉法 第56条の 2第1項	都道府県又は 指定都市若し くは児童相談 所設置市	3/4	2/3
イ 児童発達 支援セン ター	児童福祉法第 35条第4項	社会福祉法人 等	児童福祉 法第56 条の2第	都道府県又は 指定都市若し くは児童相談	3/4	2/3

ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	1項 予算措置	所設置市 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(8) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(9) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(10) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(11) 日常生活	生活保護法第	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は	3/4	2/3

支援住居施設	30 条	等		指定都市若しくは中核市		
(12)その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (エ) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

- イ 一部改築及び拡張
平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。
- ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。
- エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。
- オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり52,200,000円を基準額とする。
ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり58,000,000円を基準額とする。
耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「52,200,000」を「69,300,000」、「58,000,000」を「77,000,000」とそれぞれ読み替えて適用する
- 〈対象施設〉
救護施設、更生施設

	<p>カ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	
<p>介護用リフト等特殊付帯工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>授産施設等近代化整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>授産施設等整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

【障害福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設あたり基準単価（多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価）を基準額とする。</p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表3-3に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表3-4又は別表3-5に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 公害防止対策事業として行う場合には別表3-6又は別表3-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-8又は別表3-9に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(カ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-8又は別表3-9に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(キ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

	<p>1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第5号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	
<p>解体撤去 工事費及び 仮施設 設置整備工事 費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(別表1-1、別表1-2及び別表4に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮 設 施 設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

別表4

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>木造 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

令和5年度松本市障がい児・者施設整備の基本方針（案）

1 整備方針策定の考え方

障害者基本法の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない。」とする理念や松本市第4次障がい者計画及び第6期松本市障がい福祉計画・第2期松本市障がい児福祉計画の実現に向け、障がい者が地域で自立生活した生活が送れるよう、また、安心して暮らせる生活基盤の確保等を図るため、次のとおり施設整備の方針を定める。

2 次の施設整備を優先的に実施する

(1) 障がい児・者の安全対策の促進

ア 利用者の安全を確保するため、耐震診断や老朽度調査等の結果、耐震化改修や施設の大規模改修等を行う必要のある施設の整備を優先する。

イ 利用者の安全を確保するため、非常用自家発電設備の設置、ブロック塀等の倒壊防止など、施設の防災対策を強化するための施設の整備を優先する。

(2) 重度障がい児・者の日中活動の場の確保や地域生活への移行を進めるため、強度行動障がい児・者、医療的ケアのある障がい児・者、重症心身障がい児・者等に対応できる施設整備（障害児通所支援事業所、生活介護事業所等）を優先する。

(3) グループホームの整備促進

ア 障がい者が地域で安心して暮らすためには、生活の拠点となる住まいの場を確保する必要があることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の整備を優先する。

イ 地域生活の支援のため、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が必要であることから、短期入所を併設する施設を優先する。

(4) 日中活動の場の整備促進

地域での自立した生活を支援するため、日中活動の場となる通所事業所の整備が必要であることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の整備を優先する。

(5) 発達障がい児支援施設整備の促進

発達障がい児の支援の充実を図るため、地域での障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターの整備を優先する。

(6) 地域生活支援拠点整備の促進

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、短期入所や相談支援機能等を有し、障がい者の地域での暮らしを支える、地域生活支援拠点となる施設の整備を優先する。

(7) 地域共生社会の促進

障がい児・者のみならず、高齢者や貧困等の問題を抱える方が地域で生活が送ることができる社会資源の整備が必要となることから、共生型サービスを提供する施設、多世代交流や多機能型福祉施設の整備を優先する。

3 上記のほか、次の観点から優先度を判定する

- (1) 市障がい福祉計画及び市障がい児福祉計画に基づく整備目標の達成に資するものであること。
- (2) 施設整備の目的、計画等が具体的であるもの。
- (3) ニーズ調査等が十分に行われ、真に必要な整備計画となっているもの。
- (4) 施設所在市町村、圏域自立支援協議会等の関係者との調整が十分行われているもの。
- (5) 設置・運営主体となる法人の組織体制及び運営状況が適正であること。
- (6) 資金計画が適正で、法人の安定した運営が確保されていること。
- (7) 利用者の利便性を確保する観点から、施設の立地、構造、設備等において配慮がなされていること。
- (8) 環境に配慮された施設となっていること。

4 整備計画書提出に当たっての留意事項

- (1) 整備計画書は、令和5年11月30日までに所管の松本市健康福祉部障がい福祉課に2部提出すること。
- (2) 事業計画は、補助金の内示から令和7年3月31日までに補助事業が完了するものであること。
- (3) 整備を行う圏域におけるニーズ調査等を十分に行うとともに、整備予定地の市町村に事前に説明等を行うなど、市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画との整合性を図ること。
- (4) 補助基準単価は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に記載されている補助基準単価を用いて補助金額を算出するが、今後、国の補助基準単価の変動等に伴い、補助額が変更となる場合があること。なお、事前に交付要綱をよく確認した上で、計画書の提出をすること。
- (5) 優先度等により市予算額の範囲内において社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査会に諮る案件を選定し、当該審査会の承認を得た案件について、国庫補助協議を行うものであること。
- (6) 整備計画書の提出された案件が全て補助採択されるとは限らないため、補助採択されなかった場合の対応についても検討しておくこと。